平成30年度小学校スクールゾーン内ブロック塀等実態調査の判定区分毎の所見と県の対応について

判定区分	所 見	県の対応
特に問題がない	・劣化がないか軽微であり、また、建築基準法 の仕様基準 ^{※1} に適合していることから、特 に問題となる箇所はない。	・所有者に対し,適切な維持管理を行うよう文書により通知している。
経過観察が必要	・建築基準法の仕様基準 ^{※1} に適合している ・現状では劣化が比較的少ないが、今後劣化の 進行等により改修が必要となる可能性がある。	・所有者に対し、ひび割れや土圧等の注意すべき事項を文書により通知 している。
詳細調査が必要 ^{※2}	・現状では劣化が比較的少ないが,控壁又は高 さ・壁厚が建築基準法の仕様基準 ^{※1} に適合 していない。	・所有者に対し、詳細な調査等を行うよう相談先を示して文書により通 知している。
改修等が必要 ^{※2}	・劣化が進行していること等により改修等が 必要。	・所有者に対し、改修等の改善を行うよう文書により通知している。 ・ブロック塀等の位置について、ホームページ上で公表するよう、市町 村へ要請するとともに、県のホームページでも公表していく。
除却が必要	・劣化が進行し,傾斜やぐらつき等があるため 危険性が高く,除却が必要。	・調査時に、所有者に対して通行人への注意喚起表示の必要性を説明するとともに、早急に除却等の改善を行うよう文書により通知している。 ・ブロック塀等の位置についてホームページ上で公表することや、道路管理者と連携して立ち入り禁止等の措置を講ずることを市町村へ要請している。

- ※1 建築基準法施行令第61条、第61条の6及び第62条の8(ただし書きを除く)の基準。
- ※2 詳細な調査等を行うことにより安全性が確認される場合があります。